

大学機関別認証評価委員会（第3回）議事録

1 日 時 平成16年10月7日（木） 15:30～17:30

2 場 所 学術総合センター 1113・1114室

3 出席者

（委員） 有本委員，池端委員，石委員，荻上委員，川口委員，小出委員，
河野委員，佐藤委員，館委員，丹保委員，外村委員，マルクス委員，
前原委員，森委員，吉川委員，吉本委員

（事務局） 荒船理事，長谷川理事，山内教授，齊藤助教授，
馬場評価事業部長，河本企画調整室長 他

4 議 事（ :委員， :事務局）

委員長 議事に入ります。まず，第2回の議事録ですが，これは事前に各委員にご確認
いただいておりますので，ご疑問がなければこれで確定させていただきます。

最初に，参考資料の大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準ですが，これらにつ
きましては前回ご議論いただきました。その後の修正について私にご一任いただきました
ので，委員会のご意見を踏まえ，また，全体の表現の整合性等を考えて一部修正を行いま
したので，前回の委員会後の主な修正点について事務局から説明をお願いします。

参考資料1と2により，主な修正点につきまして，説明させていただきます。

まず，参考資料1の大綱については，3ページの「 評価の実施方法等」の(1)の
ところで，「評価基準は，教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価するため」と
記述しております。もともと「教育活動を中心として」というのが「複数の基準で構成さ
れており」にかかっておりましたので，ここは基準の内容が正確に伝わるよう表現の修正
をしたものでございます。

次に，6ページの「 情報公開」の(1)におきまして，「学校教育法施行規則に規定
されている事項は必ず公表する」ということを追加記述させていただいております。それ
から，「 評価の時期」の(2)の2行目に，「大学から申請があった場合には，遅滞なく

評価を実施する」という記述を追加してございます。この2点につきましては、認証評価機関として認証されるために必要な事項でもございますので、追加したものです。

次に、参考資料2の基準については、表現ぶりを幾つか修正させていただいております。例えば26ページの「選択的評価基準について」の1行目に「教育活動を中心として」と追加し、大綱との整合性を図る意味から修正をしております。

その他、大綱、基準とも、文言の整理や表現の統一を若干行いました。

なお、この大綱、基準をもとに文部科学省へ認証評価機関としての申請を行うと前回の委員会で申し上げましたが、まだ評価手数料が最終決定しておりませんので、現時点におきまして申請に至っておりません。来週もしくは再来週ぐらいをめどといたしまして申請を考えております。

資料につきましては、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。参考資料1, 2につきまして、前回ご議論があったところ、表現を正確にしたところ、認証評価機関としての条件を満たすために明確にしなければならないところの修正を行ったわけですが、今の修正案について何かご意見ございますか。ご意見がなければ、大綱及び基準についてはこれで確定させていただき、文部科学省へ認証評価機関としての申請を機構から行うこととなりますので、ご了承ください。

(1) 自己評価実施要項、評価実施手引書及び訪問調査実施要項について

委員長 本日の本題に入ります。自己評価実施要項は、前回たたき台という形で出させていただき、あまり時間がありませんでしたが検討を行いました。これについて、評価実施手引書及び訪問調査実施要項とあわせて検討することにしたいと思います。

これらについては、相澤委員、森委員、館委員、川口委員、荻上委員をメンバーとする検討チームで2回にわたり検討を重ね、整理をしていただきました。それをもとに案ができておりますので、この資料について事務局から説明をいただきたいと思います。

それでは、資料2, 3, 4につきまして説明をさせていただきます。まず、それぞれの資料の内容でございますが、資料2は、対象大学が自己評価を実施する際に参考とする資料です。資料3は、機構の評価において、評価部会が行う書面調査、訪問調査、評価報告書の原案の作成の手續・方法等についてまとめているもので、機構の評価担当者が用いるものです。資料4は、訪問調査を実施する際の、対象大学の準備、対応事項等を記載したものです。

それでは、それぞれの資料の概要を説明させていただきます。

まず、資料2の自己評価実施要項(案)ですが、第1章でこの評価の内容を説明した上で、第2章におきまして、自己評価の方法として、目的の記載、11の基準の自己評価の方法、選択的評価基準の自己評価の方法について、それぞれ説明をしております。第3章で自己評価書の作成及び提出方法として、様式や記述の要領的なものを説明しております。

具体の中身につきまして、第2章から説明いたします。3ページに、「目的の記載」として、「1 目的の意義」において、目的の定義付けを行っております。「2 目的と大学評価基準との関係」では、目的を踏まえることによって大学の個性や特色が評価に反映されることとなるという旨の記述を行っております。「3 目的の記載に当たっての留意事項」では、(1)で中期目標等を定めているような場合は記載することが必要ということ、(2)で学部・研究科ごとに独自の目的がある場合は記載してかまわないということを整理させていただいてます。次に4ページ「選択的評価基準に係る目的」でございますが、選択的評価基準につきましては、大学が有する目的の達成状況の評価を行いますので、目的が特に重要になるということに記載してございます。

それから、で11の基準の自己評価のことを記載してございます。まず、プロセスといたしまして、「観点ごとの分析」、「優れた点及び改善を要する点の記述」、「概要の記述」の流れで行うという説明をした上で、2として、全ての基本的な観点の状況を分析していただくということ、それから、独自の観点を設定することが可能であり、目的に応じて適切に盛り込んでくださいということを記述してございます。

5ページの観点ごとの分析をどのように行うかということでございますが、まず、3の(1)で、「観点到る状況」はデータ等を示しながら明確に記述していただくということ、で、「分析結果とその理由」は「観点到る状況」についての分析結果をわかりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由をデータ等を示しつつ記述していただくことを説明しています。(2)では、データ等について、19ページ以降に記してあるデータ例を各大学で判断して適宜利用してくださいということ、(3)は、観点到る分析をどのように行うかということで、大学全体としての分析を記述をした上で、「観点的性格・内容により、学部ごと、又は研究科ごとの状況が必要な場合は、それらの分析を踏まえて大学ごとの状況を記述してください」としてございます。そして、それぞれ観点到る分析を行った上で、基準として「優れた点」、「改善を要する点」の抽出を行い、基準の概要の記述を行っていただくという流れになってございます。

6 ページでは、6 として選択的評価基準の自己評価について、11の基準と同様の流れで行いますが、目的の達成状況の判断ということで、大学の自己評価においても達成状況を4段階で判断してくださいということにさせていただきます。達成状況が「非常に優れている」のか、「良好である」のか、「おおむね良好である」のか、「不十分である」のか、それぞれ目安を記述した上でその4段階で判断してくださいという説明でございます。

第3章の自己評価書の作成及び提出方法では、字数や記入方法を記させていただいております。全体的な自己評価書のイメージは、14ページをご覧くださいでしょうか。

各対象大学にはこの14ページのイメージのように、表紙のあとに現況、特徴の記述、目的、選択的評価基準に係る目的の記述を行い、それぞれ観点の分析を行った上で、基準ごとに優れた点、改善を要する点、概要の記述という流れで基準1から11まで記述いただくとしております。11の基準の後、最後に選択的評価基準についても同様に記述を行っていただくのですが、選択的評価基準では目的の達成状況の判断が加わるという形になってございます。網かけは、機構が行う評価報告書に参考資料として添付する部分を示しています。

19ページ以降には、分析の際に示す、根拠となるデータ例等を添付してございますので、後ほどご一読いただければと思います。

次に、資料3の評価実施手引書につきまして説明させていただきます。

こちらは機構の評価担当者が使うものでございますので、第1章におきまして、評価の対象、内容や、機構の評価の実施体制等について整理してあります。次に、評価方法について、第2章において書面調査、第3章において訪問調査を整理し、第4章におきまして評価報告書原案の作成についてまとめております。

本文では、1ページの「実施体制」で、委員会を設置して、そのもとに評価部会を置き、具体には評価部会が作業を行うとしています。また、運営小委員会は、部会の横断的な事項や調整等を行います。

5ページで、機構における評価プロセスのイメージを示してございますが、委員会において評価の内容・体制等をご決定いただいた上で、自己評価書が提出された以降は、主に評価部会による作業が中心となって、書面調査並びに訪問調査を行って評価報告書原案を作成し、最終的に評価委員会において評価結果を決定いただくというスケジュールになるということでございます。

具体的な内容は6ページ以降です。「第2章 書面調査」について、の1(1)で、書

面調査は評価部会ごとに実施するということ、(2)で、運営小委員会において必要に応じて協議を行うということと、「2 書面調査の実施方法」のところでは、書面調査に係る情報等は外部へ漏らさないこととしています。

書面調査の実施に当たり、「 目的の確認」のところで、11の基準に係る目的と選択の評価基準に係る目的の確認を行うことを説明しています。

「 基準ごとの評価」で、評価部会で書面調査を行い、その結果を訪問調査前までに部会ごとにおまとめいただくということを説明しています。「2 基準1～11の自己評価結果の分析」は、分析されていない基本的な観点がないか確認する「観点の確認」を行った上で、「観点ごとの分析・判断」を行い、「基準の評価」を行うという流れで行うことの説明です。「(2)観点ごとの分析・判断」は、大学等の活動の状況がどのようになっているかを自己評価書の記述及び根拠資料・データ等で確認しつつ分析を行い、その分析結果に基づいて、対象大学の目的を踏まえつつ、当該観点に対応する判断方法を用いてその分析結果を判断していただくというところでございます。その際、一般的に期待される水準から見た大学の状況を、8ページの最初に示してある、「優れている」、「十分である」とか、もしくはただ単に「定めている」、「定めていない」等の適切な表現の例示を参考にしながらご判断いただくというところでございます。

それから、8ページの のところでございますが、機構における評価におきましても、観点ごとの分析に当たって、大学全体としての状況を分析し判断を行うこととしております。その際、観点の性格・内容により、学部ごと・研究科ごと等の状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行うというところでございます。その分析を踏まえて行った結果、特記すべき事項が学部等にある場合は、それらを適宜記述していただくというところでございます。

「(3)基準の評価」でございますが、(2)にございますように、評価結果は観点ごとの分析を総合的に勘案して、基準を満たしているかどうかのご判断をしていただくということになります。そして、基準ごとに優れた点、改善を要する点を抽出するという流れになるというところでございます。

9ページに「選択的評価基準の自己評価の分析」というのがございます。大学の自己評価と同様に、目的の達成状況を、「非常に優れている」、「良好である」、「おおむね良好である」、「不十分である」の4段階で判断していただくというところでございます。そして、最終的に書面調査による分析結果をまとめていただきまして、訪問調査に備えていただく

という形になってございます。

11ページからが訪問調査の方法でございます。訪問調査は、書面調査で確認できなかった事項を中心として対象大学との共通理解を図るということを目的としてございます。訪問調査の実施方法等を記載させていただいた上で、13ページに訪問調査の内容というのがございます。具体的にどのようなことを行っていただくのかといいますと、根拠となる資料・データの補完収集、大学の責任ある立場の方々との面談、一般教員、支援スタッフ等との面談、学生、卒業生との面談、教育指導、教育現場、授業内容等の視察、学習環境の利便性等の調査を行っていただくこととしております。

14ページの では、それらの状況を踏まえて、評価結果を説明し、意見聴取を行うことを説明しています。15ページにスケジュール例がございます。まだ一つしか作成しておりませんが、これは、例えば小規模の大学であれば3日間程度の日数で、この訪問調査の内容を入れ込むとこのようなスケジュールも考えられるということでございます。書面調査の状況でありますとか、大学の規模によってスケジュールは種々考えられるかと思いますが、イメージとして例示しております。

16ページ「第4章 評価報告書原案の作成」は、書面調査と訪問調査を踏まえて部会が作成する評価報告書原案についてでございます。まず、認証評価結果として11の基準全てを満たしているのか、満たしていないのかを記述していただくとともに、満たしていない場合はその理由も記述していただきます。あわせて、各基準ごとに抽出した「優れた点」、「改善を要する点」を精選・整理して記述するというものでございます。大学全体としての認証評価結果に続けて、各基準ごとに「評価結果」、「根拠・理由」、「優れた点」、「改善を要する点」を記載していくという形です。選択的評価基準につきましては、評価結果を4段階で記述するという違いがあります。それに続けまして、大学から提出された自己評価書のうち、現況、特徴、目的、自己評価の概要を参考資料として転載します。評価報告書原案は作成後、各大学へ通知し、意見の申立てがあれば行っていただくこととなります。

23ページですが、実際の評価報告書のイメージとしまして、表紙に続いて、大学全体としての認証評価結果があり、その後に、それぞれ基準ごとに、基準1から11まで及び選択的評価基準に係る評価結果が入ってまいります。意見の申立てへの対応は、内容をそのまま転載し、申立ての対応を記述します。そこまでが機構における評価で、評価担当者にまとめていただくものです。あとは、大学から提出いただいた自己評価書の該当部分を参考

資料として添付するというイメージでございます。

以上が評価実施手引書でございます。

資料4の訪問調査実施要項は、今、評価実施手引書で説明いたしました訪問調査について、訪問調査を受ける側の準備等について説明しているものでございます。細かな内容の説明は省略させていただきますが、ご一読いただければと思います。

本日、自己評価実施要項、評価実施手引書、訪問調査実施要項をご議論、確定いただくに当たってのポイントをいくつか紹介させていただきます。

自己評価実施要項と手引書のところで説明させていただきましたが、観点ごとの分析は自己評価実施要項では「分析結果を分かりやすく明確に記述する」ということになってございます。試行的評価では段階をあらわす一律の定型句を用いていましたが、一律の定型句は用いずに、各観点に対応した表現で明確に分析結果を示していただければよいという方法の提案でございます。機構における評価担当者の判断についても、評価実施手引書で、その評価担当者の判断に任せることとしてございます。ただし、自己評価実施要項とは異なり、評価実施手引書には判断方法の例示を示しております。

また、観点ごとの分析のうち、大学全体としての分析と学部・学科の分析との関連付けでございますが、観点ごとの分析は大学全体としての状況の分析を行い記述いただくのですが、その際、観点の性格・内容によっては学部ごとであるとか、課程別に分析が必要だとしている基準5以外にも課程別に分析が必要な場合もあるかということで、それらの判断は大学に任せるということでございます。

機構の評価におきましては、それらを踏まえて大学全体としての判断を行いますが、学部等ごとの分析を踏まえ、学部等ごとに特記すべき事項がある場合はその取組等を記述していただくということでございます。

それから、自己評価実施要項、評価実施手引書両方にかかわることですが、もう1点のポイントといたしましては、選択的評価基準の自己評価結果、つまり目的の達成状況の判断についてでございます。資料2の6ページの表に、目的の達成状況の判断ということで、4段階での判断方法の提案をしております。5段階など、ほかの段階数も考えられますし、また、4段階とした場合にも、「非常に優れている」、「良好である」、「おおむね良好である」、「不十分である」という表現の適切性等につきましてご意見をいただければと思っております。

ただ今説明いたしました観点の分析、選択的評価基準の達成状況の判断以外につきまし

ても、自己評価書全体、評価報告書全体等を含め幅広くご意見等をいただければと思っております。

資料の説明につきましては以上でございます。

委員長 ありがとうございます。主要な点をご説明いただきましたが、検討チームからの補足はありますでしょうか。

今の説明のとおりです。ご質問がありましたら、お答えします。

委員長 それでは、ご質問並びにご意見をお受けしたいと思います。何かありますか。

意見というよりも感想に近くなりますが、これは国公私立大学を対象にした評価であるということは承知しておりますが、国立大学協会の評価委員会では、この認証評価について大変関心を持っておりまして、いろいろ議論をしておりますので、そこでの議論をバックに少しお話しさせていただきたいと思います。幾つかありますが、最も議論になっているのは、国立大学特有のことについてです。国立大学は、文部科学省の国立大学法人評価委員会において、どのように評価するかということを今検討しておりますが、大体の骨子というか、内容がほとんどこれと重複しています。このことは国立大学からしますと、同じようなことを2回やるのは二度手間が無駄だという話と、同じようなことをやるから手間が省けていいという両方の見方があります。

認証評価というのが何なのかは、質の保証というのが中心だというふうに読めます。しかし、個性を伸ばすとか、さらに改善するとか、あるいは国民がよりよく理解するとか、それで、その中に質の保証というのはここに並列に書いてあるようにも読めるわけです。質の保証であるという議論をベースにしますと、今、出てきた4段階評価「非常に卓越している」、「非常によくできている」、「おおむね十分である」、「これはだめだ」というのは、公表した時にランク付けのような話になるのではないかと思います。

自己評価する側のやり方にもありますし、評価する側の評価機構のほうのやり方にもありますけれども、どうもその辺がしっかりしないと思うのです。では、どういう提案があるのかと言われると非常に困るんですけども、そういう議論があるということで、ご検討いただければありがたいです。

委員長 このことは、評価という観点からは大きな問題なのですが、事務局から、明確に異なる点についてご説明いただけますか。

私どもは法人評価の検討と、そして、認証評価の準備とを並行して行っているわけですが、非常に大きな課題として考えているところでございます。具体的には同じ

ようなことではないかということ，あるいは，質の保証と言いながら，認証評価がいわばランク付けにつながるようなことではないか，そういった具体的なご指摘もあったわけでございます。

これは，第1回のこの委員会の発足の際にお話ししたことかと存じますが，性格の上では，やはり法人評価と認証評価は基本的に違うものであるということをもっと前提に置くということを基本として私どもは考えています。何が違うかといいますと，法人評価の場合には，各大学が既に文部科学大臣から認可，あるいは提示をされた中期目標・中期計画の達成の状況について，特に教育研究の部分について評価に当たるものです。

一方，認証評価は，質の保証という観点と，各大学の教育研究の質の向上，改善にも資するという，その性格上の違いというものを基本的には押さえた上で，なおかつ，具体的には認証評価におきましては，基準に即して各大学が自己評価をしていただき，それを基準に照らして各観点に即して評価，分析をし，基準を満たしているかいないか，また，特に優れた点，あるいは改善を要する点なども抽出をして示すことで，各大学の教育研究の質の向上に資していただくと同時に，社会的な質の保証という当初の要請にも応えていくということです。基本的には違うということをもっと認識しつつも，具体的な評価項目が似通ってきている面が事実上あるということをご指摘のとおりでございますが，ただ，一応，方法論としては，目的として違うものを評価するに当たって，その違いを前提とした場合には，評価に当たっての各大学のパフォーマンスのとらえ方，自己分析の仕方というものは，本来の目的に即して整備をして当たっていくということが要請されるのではないかとということです。

ただ，私どもは，認証評価についてはおおよその枠組みをこちらの委員会でまとめていただいているところでございますが，法人評価につきましては，これから具体的な検討を進めていくという段階でございます。また，文部科学省の国立大学法人評価委員会での具体的な検討もこれからという段階でございますので，冒頭で申しましたように，各大学，特に国立大学においてさまざまなご意見があるということは十分踏まえながら，また，その性格の違いというものを十分基本的に押さえながら，その上で各大学のご負担というものをできるだけ少なく，それぞれの評価目的に即してそれがしっかりと行えるように，そうした枠組みをこれから検討する，特に法人評価については現在検討に着手したところでございますので，ただ今いただいたご指摘も踏まえて十分に検討してまいりたいと思っております。

その違いを十分意識しながら，これからしっかりと検討してまいりたいという状況にあるということをご理解いただけたらと思っています。大変重要な課題ということだと思っております。

委員長 今の事務局からの説明をごく簡単に言うと，評価の目的が違うが，内容は同じであり，負担はなるべく軽くしたいという3つの主要なポイントがあるということです。性格が違うのはご理解いただけるわけですね。今の説明にあったように，法人評価はやはり中期計画の達成度ですから，これは自らが計画し，それで承認を受けたものを達成しているかどうかを見るものです。認証評価はそういうこととは全く違って，絶対空間に置かれているある一つの座標軸でイエスかノーかということをやろうというわけです。

ではなぜ絶対空間で計るのと中期計画・中期目標の接近度というものを計るのに同じ項目でいくのかという，そういう極めて難しい問題があります。もしかしたら中期計画そのものが認証基準で見られてしまうという面があるのかもしれませんが，理論的にはそんなことはないと思います。中期目標をつくり，それを実現するための方法論を計画として出したものを文部科学省が認めるわけですから，そこではもう既に認知というのがあることになります。認知と，絶対座標の認証とがどう違うかという問題はやはり釈然としないという質問だったと思いますが。

おっしゃるとおりです。私も，どうしたらいいかと言われても，案を持っているわけではないのですが，何となく，もう少し何とかならないのだろうかという感じはみなさんも持っていると思うのです。ただ，これは難しい問題だと思います。

委員長 難しいですね。教育というのはどういう目で見るといのは似ているわけですから全然違う尺度が出てくる可能性は低いと思います。全く同じだとしたら何か困るのでしょうか。提出するほうは同じものを出しておけばいいということですね。しかし，中期計画そのものは大学ごとに様々だと思いますから，中期計画でこういうことを書けという一つの枠組みは非常に似ていますけれども，その表現ぶり，あるいはその重点の置き方というのは大学ごとに変わってくるのではないかと思います。

委員長に私の説明をポイントを絞って要約していただきました。基本的に性格が違うものであり，法人評価では，中期目標・中期計画について，その計画期間6年間に各大学が目標として掲げたものをいかに優れて実現したかしないかというものを計っていくのであろうと思います。一方，認証評価基準の場合には，質の保証という観点から，各大学の現在のパフォーマンスが，機構が示した認証評価の各基準，また，それを裏付けるところ

の基本的な観点についてどのように実現をし、動いているのかというところを押さえていくということなのです。

さらに、認証評価は各大学に一律に示されているわけですが、法人評価のほうは、文部科学省が原案を示したとはいえ、その原案については各大学が自主的、自立的に学内でのご検討を踏まえて、また、その特色を生かすという観点から、詳細にそれぞれの大学の特色をより一層生かして実現するべく書かれているものであって、そういう意味では、各大学のバラエティーというのが相当あるわけです。基本的な項目、つまり各大学の記述というのは、枠組みは同じでも相当特色ある形で、達成目標の設定をしておられるということです。それをいかにうまく評価していくか、達成状況を評価していくかというのは非常に大きな課題であると思っております。

内容的にはやはりおのずと違っている面があると思います。もちろん重なる部分もございりますが、そのあたりについてどう捉えていくかということが非常に大きなポイントではないかと思っております。

資料3の8ページのところに評価の仕方が書いてあり、表に「一般的に期待される水準を云々」と書いてありますが、認証評価では、ベンチマークを一つにして、この辺ならこうだということの合意がないと「一般的に」とは書けないと思います。中期目標というのは、一般的ではなくて、それぞれ個別の大学が出してきます。そうすると、明らかに初めから低い目標値を出しておいて、見事にクリアしたという答えも出る可能性があります。ですから、この場合の「一般的に」というのは非常に大きな意味を持っている。場合によっては非常なくせ者でございまして、ここらあたりをどういうふうに処理するかということをしっかりしておきませんと、極めて容易な目標を出して、それを見事にクリアしたということが、一般的との関係でどうなるかというあたりが問題になりそうな気がいたします。

委員長 「一般的」というのは理解しにくいところがありますね。「一般的に」というのは、その大学が一般からということですか、それとも、大学の個性を除いた一般的な大学そのものに対する期待か、これはどちらの意味なのでしょう。

確かにその文章は難しいところがあるかもしれませんが、その2行上に「対象大学の目的を踏まえつつ」と書いてありますので、全く一般的な基準で判断するというのではなくて、その大学がどういうことを教育なり、研究なりで目標として持っているかという目的を踏まえて個性も考慮しつつ評価を行うということではないかと思っております。

個性というのは質ですから、違ったものを相対的に評価することは無理だと思います。しかし、A、B、Cというランクをつけるのはその中での高さになりますから、例えば芸術大学と工業大学という異なる大学を比較する場合に同じ座標軸ではないわけですが、その場合に一般的に期待されているというのはわからないでもないのですが、私が気にしておりますのは、研究評価のほうのクラス基準のこともあります。これが同じようで同じでない。例えばある芸術大学が、世界の常識から言うとあまり高くないけれども、日本では高いという目標を掲げた場合に、「一般的に」とは何を尺度基準にして議論するかということが、「一般的に」という非常に一般的な言葉を使ったときに何でも言えてしまう。場合によっては何も言えないかもしれない。気を付けなければならない言葉がここに出てきておりますので、その場合の一般的というのは、質を言うのであれば全然違う話になります。高さを言うのであれば、その「一般的」の高さというのは何をベンチマークにして議論するかということをやはりある程度合意しておかないと、結果がばらついてくるのではないかという気がします。

実は、国立大学教育研究評価委員会にも関連してくることなので、気になっております。

特に法人評価についてはそのことがかなり問題だと思うので、評価委員会でよく検討しなければならないのだろうと思いますが、認証評価が質の保証ということにウエートがあるとすれば、つまり、大学を文部科学省が設置認可したということの評価という面でフォローしていこうという趣旨が含まれているとすれば、そういう意味の一般的に考えられるということだろうと思います。

委員長 かなりこれは強い一般、客観的に見てというような一般だと思います。法人のほうはそういう概念が多分ないのでしょうが、認証評価のほうは、そういう絶対座標みたいなことがある程度必要だ、ということだと思うのです。「絶対的に」と書く強いので、「一般的に」という、やややさしい表現を使ったと理解してよろしいかと思います。認証評価では大学別に異なることのない基準だということでしょう。

ただ、目的を踏まえて行うことになっていますから。

委員長 もちろん目的は、質的なものは考慮するということは書いていますが、量的なというか、水準という計量可能な学習達成度みたいなものは、大学の違いにかかわらず同一になければならない。そうでなければ認証という概念から考えるとおかしいと思います。

「一般的」というのは非常にあいまいな言葉ですから、どうにでも解釈できる面を持っていますので、基準はきちんと決めておかなければならないという点で、非常に重要だ

と思います。自己評価を踏まえて、それでその水準をクリアしているか、クリアしていないかというようなレベルのものが一つあります。それから、国際的な水準とか、国際的なレベルとか、そういうような側面を入れて、少し理念的というか、形成的というか、質的評価をするときに幾つかの段階があるんですが、それは自己点検・評価のような絶対評価ではなくて、もうちょっと理念的な側面を入れて、その水準から見ていく。だから、おそらく前に機構長が回答されましたように、ちょっと厳しくやるとおっしゃったところの厳しくというのは、自己点検・評価をやるとそのレベルを低く設定すればクリアできるという面があると思います。そうではなくて、厳しくやるということは、もうちょっとそのレベルを超えた視点のところで見ていくということになるのではないかと思います。ですから、機構として一つの水準というか、そういうものを持って見ていくという観点があるのではないかと思います。「一般的」という表現の中にその二面性が入っているのではないかと思います。これについてはきちんと分析してからスタートしないと、後で評価者の判断によってずれてくる可能性があると思います。

委員長 大変重要なことだと思います。観点ごとと言っていますが、これは学部などを超えた判断になるのですから、そういう意味では、その判断対象というのはある意味では抽象的だと思います。例えば物理のこの評点が幾つになったなどということはここには使えないわけです。ある意味、そんなことができるのかという疑問もあるわけです。各学部は全然違う、学部ごとに違う教育をやっていた。例えば、面倒見を非常に細かくやっていて、細かく試験して、それを達成した人しか進学できないような教育をしているところがある一方で、放任主義のところもあり、同じ大学の中でそれが共存することがあり得るわけです。それを見て、評価については最終的に機関として決めなければならない。実際にはこういう状況だと思います。

そのときにこの「一般的」というのが何を意味してくるかということ、非常に抽象的で、ますますわからなくなってくる。そこはどうしたらいいのか。

「一般的に期待される水準」という言い方が、気になっている問題です。認証評価について、「基準に照らして」とか、何かその基準をベースにした表現で、ここの定義ができないだろうかという気がするのです。基準というのははっきりあるわけですから。

それと、もう一つですが、先ほどの段階のことですが、「卓越している」というのと「上回る」というのがあると自己評価するほうにとっては非常に難しいので、3段階でもいいと思うのです。基準を「おおむね満たしている」と、「非常に飛び抜けてこれはよくやっ

た」と、それと、「全然だめだ」と。それもあわせてご検討していただきたいと思います。

委員長 非常に難しい問題です。現在、我々はその基準を知らない、やってみてわかることだと思います。このような評価は経験がないのに、今、それを客観的に基準を示せと言われてもわからない。要するに、我々が持っている基準というのは、設置基準みたいな基準しかないのです。実際にこういう教育をしている、いわば事後評価的な評価は基準がなかったわけです。それをこれからつくろうということなので、その苦しみがにじみ出た表現なのかなというふうにも思います。設置基準のような話は、これはもう明快な非常に客観的な基準というのがあるわけです。教育の実施そのものを見ようということであって、この認証評価はいい学生を出したかどうかという、そういうアウトカム、結果の評価ではないと思います。認証の中には2つあって、教育のプロセスを見ることによって、質のいい教育をやっているのかを見るやり方と、実際に卒業生がある一定の、例えば試験をクリアして出ていくかということで見ると両方あるわけですね。後者のほうを論じるのは、大学全般ではものすごく難しいのであって、この認証評価はプロセスを見る方だと思うのです。

一応、観点の中には両方入っています。基準6が「教育の成果」となっています。

委員長 ただ、その観点をどうやって表現するかということは書いていないのですよね。基準6の観点などは「成果や効果が上がっているか」と、定量的なデータを求めているのが明らかです。また、では、就職先での働きまで見るとなっています。こういうのを調査することを要請しているわけですが、そこから先が問題だと思います。調査した結果、それを十分反映していますとさえいいのかわからない。うちの学生は何々の就職先でこのように評価されていますということを見せる必要があるのか。それともそういうことは見せずに、調査しながらそれを教育に実際に反映していますとさえいいのかわからない。そう考えると、基準、観点についてもまだまだ非常に難しい問題をはらんでいると思います。

今、先生がおっしゃったようなところは、訪問調査の際に、例えば成果については、在学生のインタビューとか、卒業生のインタビューとか、あるいは場合によっては産業界の方に意見を聞くとか、そのアウトプットをはかっていくということで、これまでの試行評価の経験なども踏まえて整理をして、そういう手法も盛り込んでおります。

それで、今のご議論の「一般的に」という表現などについて、荒船理事から基本的な考え方はもう既に申し上げてございますが、実際に、それが一般的にはどのレベルかということ、おそらくこれまでの試行的評価の経験なども生かしながら、また、実際に蓄積し

ていきながらそのあたりを明確にしていくことになると思います。ただ、そのスタートに当たり、相当しっかりとした形で動き出すようなことを念頭に置きつつ、大学によって評価にばらつきが出ないように、積み重ねと相互間の十分な調整を実際の運用面では相当配慮しつつやらなければならないと思います。したがって、なかなか難しいことですが、これからの運用なども含めてしっかりとそのあたりを定めてやっていかなければならないと思います。

この4つの分類につきましては、検討チームでかなり熱心にご議論をいただいた結果、現時点での整理ということでお示しをしているものでございますので、要項レベルではこういった表現であるとしても、実際の運用に向けて相当詰めていくことが必要であろうと思っております。

検討チームでの議論で、「一般的に期待される水準を卓越している」というのは、相当すばらしいパフォーマンスのものを特に取り上げる必要があるということでも出てきました。その意味ではやはり4つ目があったほうがいいだろうというご議論があったということで経過を含めてご報告いたします。

委員長 いろいろご疑問もあるし、論理的によくわからないところもありますが、機構の今までの経験から、ここまでなら調査できるといったようなデータを踏まえて、この案になったのだと思います。例えば先ほど話に出た、卒業生の、就職先の成績と教え方がどういう相関にあるかということはまだ何もわかっていませんので、チェックできるような項目がやや羅列的にここで書かれているのですが、経験を積んでいけば、これについてははからなくていいということになるかもしれないものもたくさん含んでいると思います。

当委員会としては、好意的な見方をして、この内容には冗長性があるということをお認めの上で、とにかく歩き出すという気持ちで認めてはいかがでしょうか。

検討チームでの議論も含め、かなりの議論をした上でこの案を出したのですが、幾つか説明申し上げたいと思います。

先ほど話に出ましたが、どこまで公表するかという問題と、それから、実際に本当にきちんとしたものを公表するためにプロセスとしてどうしても積み上げていかなくてはならないということがあります。これは単に点数を足していくという意味ではなく、やはり積み上げていかなければならないという面があります。それから、もう一つは、今、委員長がおっしゃったように、ある程度大学評価の経験の蓄積があるとはいえ、まだ不十分です。試行では全学テーマと分野別教育、分野別研究ということでやりましたけども、それを全

部集めて全学でというのは今度が初めての経験です。今は未知な部分がかかなりあるわけですが、それをどうやってやるかが大きなポイントとしてあります。

本日議論していただいていますのは、資料2の自己評価実施要項であり、また、資料3の評価担当者が使用する評価実施手引書でございます。今の観点のところで見ますと、例えばある基準において、最終的に公表しなければならない結果は、その基準を「満たしている」、「満たしていない」ということと、そう判断した理由です。それと同時に、その基準に関して優れた点、改善を要する点というのを報告書として公表しなければなりません。報告書は複数的人数で作りに上げることになりませんが、それを作り上げていくときにどういうふうにしていったらいいだろうかということも随分考えました。

例えば観点の分析について、自己評価ではどうしていただきたいかということは、資料2の自己評価実施要項の5ページに書いてございます。そして、1つの大学を複数の評価者が担当しますが、その評価者がそういう自己評価書を読んでどう評価するのかについては、評価実施手引書に書いてあります。つまり、各評価担当者には例えばこの4段階で判断をしていただいて、それを集めて、全体で議論していただくための材料にしてはどうかということです。

4段階にして「非常に優れている」というのを入れた理由は、優れた点を記述するためには、観点の分析からそれに該当するものを抽出しなければならないからです。もちろん、基準を下回るところ、あるいは下から2番目のところからは改善点を抽出することになります。しかも、それぞれの評価担当者の方がおやりになったものを全体に集めて、一つの評価報告書をつくり上げるプロセスにおいて、ある程度の判断をしていただいたところから引き出してくることになるだろうというプロセスも考えてこのような案を出しました。

公表するのは、一つ一つの基準を満たしている、満たしていないということと、その理由、それから、優れた点、改善点です。観点の状況について、この観点はどうであったかということは評価報告書に必ず出るわけではありませんが、複数の評価者の判断を集めて、ある程度事務的に整理して部会で議論する必要があるため、そのプロセスを入れさせていただきたいということでこの案を考えてみたわけです。ですから、自己評価書ではこういうふうにしてくださいと書いているわけではないのですが、その分析の状況が明確にわかるようにしてくださいということをお願いしてあるという状況になっております。

それで、もう一つは、資料3の5ページにある機構での評価のプロセスでわかるように、最終的にはこの評価委員会で報告書を確定しなければならないわけですけれども、実際の

作業をやるのは評価部会ということになります。複数の評価部会において、それぞれで判断ができない場合もあるでしょうし、部会によって判断が違ってしまう場合もあると思います。試行の時も幾つかのチームに分かれて、1チームが2大学等の複数の大学を担当しましたが、主査・副主査会議というのをやって、チーム間の調整を行いました。調整というのは例えば、同じようなことなのにチームによって判断が違う点をどうするかというようなことです。その主査・副主査会議にかわるものとして運営小委員会というのを設定してございます。

今の時点でははっきりと言えないこともありますので、このように機構内での調整ができるような構図を作って、運営していくのがいいのではないかとということで提案しておりますので、その辺も含めてご意見をいただければと思います。

今のご説明では自己評価は明晰に示せということでしたが、そうであれば、評価する側も明晰であってほしいと、試行での評価を受けた立場では思うわけです。ところが、そこがこれを見る限り印象評価的にやるというような感じになっているところがどうしてもぬぐえないと思うのです。問題の一つは、やはり全学としてやらなければならないということで、明晰に示ささいとか、データに基づいてそれを裏付けなさいと言われた時に資料をどれくらいつけることを求められるのか、あるいは許されるのかということです。大きな大学であれば、膨大な資料をつけなければ、ある一つの非常に抽象的な言葉で、大学のこれこれについては満たしていると判断されるという、その一言は言えないと思うのです。

2番目の問題は、評価する方によって、一般的に期待されるということがどういうことか、それが相当揺れるということです。例えば理科系の先生がなさった場合に文科系のものについて「一般的に」というのは違ってくると思います。論文一つとりましても相当違います。私どもは著書でいくのか、論文でいくのかなどということについても、随分せめぎ合いをいたしました。「一般的に」と考える一般のイメージが違っておりますので、その辺のコントロールというか一般性をどこに置くかという調整を何でやるのかということです。あるいは先ほど話が出たように、世界的に言って一般的にこれであるというのか、国内において同類の学校においてはこうであるとやるのか。その場合に、似たような大学が2つしかない場合、一般的にというのは足して2で割るんだらうかというような、つまり、「一般的に」というのはなかなか難しいので、それはやはり示していただかないといけないと思います。

結果は非常に単純で、1から11の基準全てを満たしている場合は「評価基準を満たし

ている」,一つでも満たしていなければ「満たしてない」という結論ですよね。私は,この結論に至るまでの経過は非常に問題があると思うのです。先ほどの話ですと,この4つの分類方法は外には出ないと言いますが,ここら辺の決め方をもうちょっとわかるようにしていただかなければならないのではないかと思います。

このことは,全ての大学にとってかなり大事な意味を持っていると私は思います。

委員長 明晰というか,エビデンススペースというか,証明可能な形で客観的に判断するという思想が脈々とあるので,そういう意味では,いろいろな資料が必要になってくるわけですね。アンケートしてどうであったか,何%ぐらいなのかなど,ある意味では定量的な答えさえ要求しているようなことが記述されていて,しかも,膨大な資料になるということが一つありますよね。それにもかかわらず,最終的な決断というのは非常に単純なものになってくるということです。

だから,ここの問題は,これをやることによって何が起こるかということ,評価の過程で,評価されたほうがある意味では励まされるわけです。欠点を知らされ,励まされ,どうやって努力すればよくなるかということを知るといって,そのプロセス自身が非常に大事なんだということです。この基準を全部満たしたかどうかというのは,ある意味では非常に重大な結論です。しかし,全部クリアした大学であっても,さまざまな情報をこの評価過程で得て,そして,それが自らの大学の向上につながるということが大事なのであって,認証というのはそもそもそういうことだと考えるべきだと思います。

そう考えたときこのやり方でいいのかという問題が次にあります。例えば証拠書類が少なかった場合にはどうなるのか。やはり評価として低くなるのでしょうか。取組自体が良いという場合でも,それが学生2,3人に聞いただけで出した結果,100人の学生全員の就職先まで調べて,きちんとしたデータをそろえた上で出した結果,統計的に調べればいいのだから3人を調べて出した結果と,いろいろの場合が考えられますが,評価に差が出るのかどうか。そういうところまで言及すると非常に難しい問題になります。

一方で,評価されるほうの負担はあまり大きくしたくないという考えもあるわけで,非常に難しい問題です。

評価プロセス全体についてのご指摘と,資料あるいは評価者の問題についてのご指摘があったわけでございます。それらについて全てお答えできる段階ではありませんが,認証評価の基本的なコンセプトは,大学の目的に即した評価,またはそのプロセスとして大学の自己評価をきちんとやっていただくということで,例えばデータについては,先ほ

ど説明いたしました資料2の19ページ以降に自己評価の根拠となる資料・データを載せております。これは試行評価の際の各大学とのやりとり、あるいは機構における評価での経験を踏まえて、こうしたものが各観点で考えられるということを示したものです。自己評価書には、その大学のご判断でこのうち必要最小限なものをご提出をいただき、それ以外のさまざまな根拠資料については、例えば膨大なものについては、訪問調査の際にご用意いただくことを考えております。これは試行での相互の経験、あるいは負担感といったものを十分考慮した形で、合理的という言葉はちょっといけないかもしれませんが、お互いに妥当な形でこの準備、あるいはその評価に当たることができるよう考慮して、現時点で整理したものであるということをご理解いただければと思います。

それから、試行の評価の際には、各学会や大学団体、あるいは産業界から、評価者として適切な方を分野別、あるいはテーマ別に即してご推薦をいただき、できるだけ幅広い形で評価者をお願いしました。その経験を認証評価でも十分生かしてまいりたいと思っております。

全体というよりも、ポイントポイントという形での現時点での考え方ということでご説明させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

機構が試行的評価でやってこられましたのは、分野別の教育評価、研究評価が基本で、学部ごと、研究科ごとの評価でありました。ただし、機構としても、教養教育、国際交流、それから、社会貢献等については全学的な評価をやってこられていますが、それはそれぞれ対応する全学的な組織なり、仕掛けがありました。しかし、教育のかなりの部分を占める学部、研究科単位の評価ということについて、それを全学で束ねて評価するというのは初めての経験でありますので、抽象化できる方法論というのは検討チームで議論しても出てこなかったように思います。

先ほど例として挙げられました基準6「教育の成果」は、ある意味ではいちばん評価が難しいところです。一方で、その前の基準5「教育内容及び方法」のように、定量的なものも踏まえながら整理できる基準もあります。例えば、5-2- 「教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか」ですと、まず、その各学部・研究科のカリキュラム、シラバスに基づいて、それを提示しつつ、その大学が全体としてカリキュラムの趣旨に沿ったシラバスの作成ができているかどうかということ、定量的なものも踏まえながら整理できると思うのです。

このように、自己評価をするときもある程度根拠もあるし、見当もつくような観点もこ

の大学評価基準の中にはかなりございますので、試行的評価は学部ごとだったとはいえ、学科とか、各課程のものを踏まえてやったわけですから、そのあたりは試行的評価の経験を応用することが可能だと思うのです。ただし、教育の成果のように非常に難しい問題もございますので、そういうところについては、これからある程度実際にやる中で先進的な例を踏まえながら、いい方法を見つけていかなければいけないと思うのです。つまり、全部が全部五里霧中というわけではないので、容易なところから着実に手をつけて、困難なところを少しずつクリアしていくということになるのではないかと思います。

学部ごと、研究科ごとの評価から、大学全体としての評価をしなければいけないということについては今度が初めての経験ですので、それについては難しい問題があることは確かですが、できやすいところと非常に難しいところとありますので、その点の区別をしながらやっていきたいということだと思います。

データについてですが、私たちは、機構の評価をこれまで受けてきましたので、それを離れて考えなさいと言われてもそれがなかなか難しく、ある種の悪夢になっています。試行的評価と認証評価は違うということはみんな百も承知ですけど、試行的評価の時にこう言われたというようなことから離れて考えるのが難しいのです。例えば機構の説明会で、データは簡単でいいと言われたので、一般的な理解で考えられるだろうと思う程度のデータを持っていったらダメだと言われ、後で山のようなデータを持っていかなければならなかったという経験があるわけです。そういうことを経てきているわけですから、ここで我々が何か議論をして、そういうご理解のもとにと言っても、自己評価書を出す側のほとんどにとっては理解が難しいと思うのです。したがって、例えば聞き取り調査をしなければいけないのであれば、「無差別抽出で何%ぐらいのものが必要だ」というようなことを、何か一言書いておけば、それをやっているかやってないかでいいというようなことがあると思います。提出するデータについて何ら条件をはめないでにおいて、判断する側から見て不十分だと言われても、大学は非常に困るわけです。だから、判断のために必要なデータはこれだけであるとか、こういう形で調べてほしいというような一言を書いて欲しいのです。

ですから、要項では客観的に、つまり、先ほどの例でいいますと明晰にデータを出しなさいと書いてあるだけなのに、判断する側は必ずしもそうではありませんというのは、それはちょっと均衡を欠くと思うのです。だから、こちらの側もそれなりのものをきちっと言って、それでやっていくのがいいのではないのでしょうか。

ご趣旨は十分理解いたしました。そのあたりの取り扱いについても、今後この冬に実施する各大学に対する説明会の準備段階にも入ってきておりますので、ただ今のご意見、それから、本日いただいた様々のご意見を十分踏まえながら、より明確な形で説明に臨めるように、また、それを踏まえて、各大学が準備に入っただけのように心がけてまいりたいと思います。

今までの議論をお聞きしまして、評価するほうも、されるほうも大変だという印象を持ちました。エネルギーもコストも時間も、ため息が出るほど大変です。それで、この一連のセットメニューがかなり精緻というか、極めて起こり得るすべてのことを包括的にカバーしようと、コンプリヘンシブになり過ぎているのではないかという気がします。

そこで、何が問題で、何が容易にできるかということがまだわかりませんから、やってみるしかないと思います。ただ、数年ごとに根本的に見直すような時期が多分出てくるんだと思いますが、そのときは簡素化を図るべきだと思います。例えば、今、問題になっている介護保険は、5年たったら見直すとはっきり書いてありました。介護保険も、面倒な問題があるまま発足して、まあ、走りながら考えましょうということで折り合いをつけたのです、賛成者も、反対者も。おそらく評価はそれほど反対者はいないでしょうが、内心はそうウエルカムではないと思うのです。したがって、評価が本当に必要だということを知ってもらって、協力してもらえという体制にする仕掛けが極めて重要だと思います。評価委員のほうでも、これだけのことを細かく書かなければいけないのは考えただけでも頭が痛くなりますし、大学のほうでも、データをこれだけたくさんと言われるのは困りますので、とりあえずスタートは大きく広げてもいいですから、今後は簡素化の方向にしていきたいと思います。全部が全部できるわけではないと思うので、これは難しくできないというようなところは消していくというようなことをやらないとならないと思うのです。完璧主義ではたぶん挫折すると思います。

委員長 非常に重要な点をついていると思います。本日この時点でどのような結論を下すかということは今、考えているのですが、いずれにしても、大前提としてまず、評価というものはしなければならないということです。2番目は、する評価はエンカレッジ的なものであるということです。しかし、その2つは同じことではないのです。

1つ目は、学生からの授業料を取るし、法人の場合は国の金を使うという意味で、やはり支出者に対する一種の義務行為としての評価の必要性というものもあると思います。きちんとした教育をするという契約を社会に対してするわけですから、その責任を果たしてい

ない場合には、それを違反だということだめでと言うのが認証だと思います。ですから、それは評価せざるを得ないと思います。そういう絶対的な条件があって、例えば過去の我々の大学制度では、それがあある意味、エクспリシットでなかったということに対する反省からこの評価が入ったのだということについては、労力の負担を惜しんではいけないというのが大前提としてあると思うのです。これはやらなければいけない。そういう時代に突入してきた。しかし、やるのであればポジティブな意味が必要だということで2番目の大前提である、内容は各大学にとって有益で、自分の方向を探れるような評価にしなければならない、ということも出てきた。それについて考え過ぎたので、このように膨大に、コンプリヘンシブになったというご指摘が先ほどありましたが、確かにそのとおりであって、私は、それについてはこう考えたいのです。このような評価をしても絶対わからないという人はそう言ってもいいと思います。評価者というのは権力者ではないのです。これは3番目に非常に大事なことです。評価者と被評価者というのは、要するに、強者と弱者の関係ではないのであって、評価するほうも弱いのです。評価した結果がうまくいかなければ、その評価者の責任ですから、それは常時アダプティブに変えていかなければいけない。これも大前提として我々は持っていなければいけないのです。したがって、被評価者もクレームがつけられる、そういうこともできるようにしなければいけないと思います。かつては、設置審などは、これでは資料が足りないからダメだ、というようなこともあったので、ちょっと権威主義だったと思うのですが、評価ではそんなことは絶対に言っていけない。最初に少しの資料で持っていったというのは、「これで評価せよ」ということを被評価者が評価者に言ったということなのです。「これでは足りないから多く持ってこい」などと窓口は言っていけない。このことはしっかりと守ってほしいのです。

とはいえ、少ない資料で評価するとなると、当然、統計的な標準偏差とか、評価の精度が悪くなるわけです。それが許容できないということがわかったとき、「すみませんが、もっと資料を出してくれないでしょうか」と、こういう言い方になるのではないかと思います。そのような習慣をつくらないと、再び評価者が権威者になるという弊害が出てきますよね。それは我々が最初に申し上げたような、形式化するということは評価というのを日本社会に根付かせようという方向からは逸脱してくると思うのです。だから、そのところは十分認識した上でやるということです。

さて、その上で今日のこの方法を認めてはどうかという提案です。やはり何かがないとスタートできませんし、ここまでご苦労されてきた機構が、経験を生かしてこのようなも

のを作ったということで、非常に重要な情報がここに含まれていると思うのです。一見非常に難しいようにも見えますが、それは、今言ったようなプロセスに対する認識を持っていれば、2回目、3回目とやっていくうちにどんどんよくなっていくのだと思うので、その出発点として認めるかどうかということでお考えをいただきたいのです。

もっとよくしようとして無限の議論が続いてしまうと、スタートできないと思うので、とりあえずやってみる、ということはどうでしょうか。それでもなおかつ嫌だという方がいれば話は別ですが。

機構の4年間の学部別の評価の実績を踏まえて丁寧に細かく作ってあって、私は感心しております。とはいえ、実際これで始めたら大変だとは思いますが、先ほどご意見が出たように、スタートはこれでやってみて、そして、やっていく中で省略すべきところは省略してなるべく簡素化して負担の少ないような方向に進めていって、いい評価ができるようにしていただけられないかと思います。

委員長 何か問題がありましたら、どんどんお申し出いただくということで、最終的な修正は私に一任していただくということによろしいですか。それでは、これを認めるということにいたします。

ありがとうございました。大変重要なお意見をたくさんいただいたので、評価を実行する側に十分に吸収していただけると思います。

それでは、スケジュール等について、お願いします。

(2) その他

それでは、今後のスケジュールにつきまして簡単に説明させていただきます。ただいま実施方法等につきまして、委員長にご一任ということでご了承いただきましてありがとうございます。この後、本日のご意見等を踏まえまして、認証機関として申請をして、それと並行いたしまして、12月頃をめどに大学へ説明会を開催したいと思っております。その説明会のときには、この要項、手引書の説明についても本日のご意見等を踏まえて実施するようにしたいと思っております。その後、申請の受付、自己評価担当者の研修、機構の評価担当者の研修等を行っていくというスケジュールでございます。

本委員会の次回の会議予定につきましては、現時点においては未定でございます。

なお、選択的評価基準の「研究目的の達成状況」について、今後その検討を予定しております。本日ご議論いただきましたのは17年度実施分の評価ですが、「研究目的の達成状

況」につきましては、可能であれば平成18年度の評価から実施する方向で検討を進めていきたいと考えております。そのスケジュール等は未定でございますけれども、基準の内容、基本的な観点等についてご議論いただきたいと考えておりますので、またご協力をお願いできればと思っております。

以上でございます。

今日から12月の説明会までに2カ月ぐらいございますね。評価費用についてですが、方法論については、一度ご説明がありましたけれども、いったいどのくらいの金額なのか、我々委員会として確認ができておりません。それで、12月の説明会までに、委員のほうに少なくともこうなったということについてある程度わかるようなインフォメーションを与えていただきたい。できるだけ早くこれはお願いしたいと思います。そうしないと、委員として実施大綱を含めて認めたというときに、一番ある意味では各大学にとって重要なデータが抜けていることになりますので、それについてはお願いしたいと思います。

委員長 評価費用については、どのような経過か説明していただけますか。

文部科学省との予算の調整について、7月の委員会の時にその時点の状況については口頭でご報告申し上げましたが、現時点でもその線で文部科学省との間で話を進めてございます。一方、このことは当機構の来年度の運営費交付金等を含めた事業経費にもかかわる部分でございますので、以前この委員会で説明しました考え方・構成について、文部科学省と財務省との間で議論をしている状況でございます。

評価料につきましては、できるだけ早くその見通しがつき次第文部科学省に正式にこの大綱と基準をもって認証評価機関としての申請を行うという段取りにしておりますが、調整がついた段階で各先生方には何らかの形でご報告を申し上げたいと思っております。

委員長 よろしくお願いたします。

それでは、ほかになければ、本日はこれで終わりたいと思います。本日は建設的なご意見をいろいろいただきましてありがとうございました。

了